

2025年度法改正対応 建築基準法・建築物省エネ法設計等実務講習会 質疑応答集

(2025年3月31日時点) (一社)日本ツーバイフォー建築協会

(緑文字は追記事項)

	構造関係質疑		回答
1	協会講習会では、オーバーハング、セットバック、上下階でズレた壁線に関しては「壁倍率を1/2に低減」と解説がありました。この規準は順守する必要がありますか。	3章-13	マニュアルに記載していない設計方法で安全側となる場合は、設計者判断により採用してください。
2	確認申請時添付する壁量計算書は地震地域係数に1.2を乗じて算定していました。必要壁量を算出する「表計算ツール」は地震地域係数に対応可能か。	3章-40	「表計算ツール」では、地震地域係数に1.2を乗じる計算式は搭載しておりません。結果に1.2を乗じてください。
3	「表計算ツール」の外壁の選択肢の「下見板」は下見板張りに限定したツールでその他の張り方（縦張りなど）などは非対応か。	3章-40	階の床面積に乘じる数値を算定する際に用いた荷重は、表計算ツールの「表計算ツールの解説・注意事項」に記載しておりますので、判断が難しい場合の参考にしてください。
4	「計算ツール」の外壁の選択肢が1種類となっておりますが、複数の種類の外壁仕上げを面によって使い分ける場合（モルタルと板張り、サイディングと金属板張りなど）には、このツールは非対応か。	3章-40	複数の種類の仕上材には対応していません。外壁に複数の仕上材がある場合は、重量が最も重い仕上材を採用してください。屋根も同様です。
5	構造安全性の配慮事項に記載の「一階床の床根太を使用しない床組（根太レス床）」記載の仕様について「以下の条件においては、床版の各断面の長期に生ずる力に対する応力度が許容応力度を超えないことが確かめられています」と記載があるが、この条件を満たせば、部位計算は不要ということが良いか。	3章-71	構造安全性の配慮事項に記載の仕様については、当協会により記載の条件で安全性を確認しています。申請建物の条件で設計者が部位計算を行うことが原則です。設計者が安全性を確認した場合は配慮事項記載の限りではありません。
6	構造安全性の配慮事項として、床梁への欠き込み・穴あけについての記載がありますが床梁の定義を知りたい。例えば2床根太で、床根太に直交して2階の壁がのっている場合、それは床根太ですか、床ばり扱いですか。載っている壁の種類が耐力壁、支持壁、間仕切り壁によっても違ってくるのでしょうか。	3章-69	床ばりは複数の床根太荷重を支持する部材としています。また、直上で耐力壁、支持壁等の荷重を負担する場合は床ばりとなります。床根太に直行して支持壁、耐力壁等が配置されている場合は、床根太として適切に補強する必要があります。
7	完了検査申請書に添付する、納品書等とは具体的にはどのようなものですか。	4章-10	建築材料として求められる仕様・性能が確認できる書類です。
8	床版にI型ジョイストを使用する場合、バルコニー等で屋外となり、積雪荷重などを考慮すれば部位計算としても良いか。	3章-73	必要に応じ積雪荷重等を考慮した部位計算を行ってください。
9	耐力壁の高さについて、低い壁（90cm未満）の壁長値の低減率について。 	3章-23	耐力壁の高さが（90cm未満）の場合は、耐力壁として扱うことはできなくなり、当該階は小屋裏となり、告示第1540号第5第2号に従い設計を行ってください。
10	40～60㎡区画の順守条件について。 	3章-20	告示では60㎡以下の耐力壁線区画について、矩形や短辺と長辺の比率の規定はありません。住宅支援機構の仕様書に記載がありますので配慮事項として参考にしてください。
11	ツーバイフォー工法は今まで通りの基準に基づいた構造図であれば壁量計算方法の変更等を気を付ければ今回の法改正においてそれほど影響はないか。300㎡以下の通常の戸建住宅について、今後は構造計算による確認申請の割合が増える方向か。	3章	法改正にともなう枠組壁工法の構造規定では、壁量基準が改正された以外構造規定については大きな変更はありません。ただし、構造審査対象となりましたので、今までの構造図が審査要件をすべて含む場合は構造図による審査も可能です。審査に関する影響については把握できていません。今回の構造規定の改正により、仕様規定で設計可能な住宅等について構造計算による確認申請を推奨することはありません。構造安全性の確認方法は設計者判断となります。
12	本書の対象建築物でも建築物全体の構造計算を行えば、300㎡超と同じ扱いで確認申請することは可能か。	ii	構造計算を実施した場合の審査について、従来と同様に審査要件をすべて含む構造図等を提出することになります。具体的な設計図書等の詳細については確認検査機関に確認ください。
13	参考欄に耐力壁として90cm以上と明記されているが、耐力壁長さを高さの1/3以上の長さ $L=2450/3=817 >> 82\text{cm}$ と読み替えることは可能か・あるいは60cmと読み替えることは可能か。	3章-17 3章-22	仕様規定における設計では、耐力壁の長さは最低90cmになります。
14	参考欄「耐力壁の長さ」にある2つの図の考え方に違いについて教えて頂きたい、面材が開口端部まで張られていれば、左図も右図のように考えられるのではないか。	3章-21	貴意の通りですが、左図は、耐力壁の長さの算定を簡略にするための例としてモジュール芯としています。

15	準耐力壁等に該当する垂れ壁・腰壁において、左右の耐力壁で面材の倍率が異なる場合に（左側耐力壁から強化石膏ボード・右側耐力壁から普通石膏ボードが張られる場合等）垂れ壁・腰壁の中間部で面材倍率が変わる場合の倍率評価は、垂れ壁・腰壁の脚長が900mm以上であれば各倍率面材が900mm以下であっても各々の実長において準耐力壁として評価してよいか。	3章-47	両側の耐力壁と垂れ壁・腰壁の面材がすべて同じ材料で、同じ接合方法の場合に認められます。ご質問の仕様では構造上有効な垂れ壁・腰壁として評価できません。
16	床ばりへの欠き込み・孔あけ 欠き込み・孔あけを行う場合の構造計算の参考例は開示されるのか。	3章-67	現在、計算例を掲載する予定はありません。申請建物の条件で設計者が計算を行い安全を確認することが原則です。「2018年枠組壁工法建築物 構造計算指針」P19を参考としてください。
17	耐力壁の長さの最小値 90cmと60cmとが併記されているがどちらを最小値として考えれば良いか、外壁の交差部は90cm、その他は60cmと考えて良いか。	3章-70	60cmは、構造計算を行う場合の最小値です。仕様規定においては同じく90cmとなります。
18	7倍耐力壁の引き寄せ金物 検討条件の5倍以下の耐力壁及び5倍以上7倍以下の耐力壁はそれぞれ5倍及び7倍とした検討結果か。	3章-70	貴意の通りです。
19	7倍耐力壁の引き寄せ金物 引抜力の計算条件が記載されているが、その条件と異なる場合でも、記載されている引抜力を採用してよいか。	3章-70	構造安全性の配慮事項に記載の仕様については、当協会において記載の条件で安全性を確認していますが、申請建物の条件で設計者が部位計算を行うことが原則です。設計者が安全性を確認した場合は配慮事項記載の限りではありません。
20	7倍耐力壁の引き寄せ金物 充足率は1.2以下の時でも対応は同様か。	3章-70	同上
21	7倍耐力壁の引き寄せ金物 告示では外周部の金物指定しかないが、内部耐力壁柱脚も同様の取り扱いか。	3章-70	告示では、内部耐力壁については引き寄せ金物の設置は求められていません。内部については設計者判断となります。
22	7倍耐力壁の引き寄せ金物 マグサ曲げ戻し等考慮したい場合は、許容応力度計算をするしかないか。	3章-70	構造安全性の配慮事項に記載の仕様については、まぐさの曲げ戻しを考慮しています。
23	非住宅の場合に構造の仕様基準が使える条件があれば教えていただけますでしょうか。	1章-2	建築物の規模が仕様規定内で、地震時における床面積あたりの必要壁量を告示式（3章-38 方法A）により算出すれば（表計算シートは用途を住宅と事務所限定しているため）非住宅でも仕様基準による設計が可能です。
24	構造の仕様基準の確認申請提出書類には壁量計算は必要ないという認識でよろしいか。	3章-19	壁量計算は必要です。3章-19の仕様書の記入例の備考（参照先）に“壁量判定書”と記載しています。
25	基礎天端のフック筋は2 x 4仕様基準の場合、必須となりますか。	2章-53	必要です。またはフック付きと同等以上の性能を有していると確認された住宅用ユニット鉄筋であれば可能です。
26	壁倍率の最大値は7.0とされていますが構造計算を行う場合についても壁倍率の最大値は7.0でしょうか。7倍を超える耐力壁を持つ場合の偏心率について、設計者の判断で偏心率の計算を行う場合には、7倍と実態上の倍率両方を用いて確認する必要があるとありますが、構造計算を行う場合についても同様に確認する必要があるか。	3章-6 3章-70	構造計算時の偏心率についての取り扱いは、従来から実態上の倍率と5倍の両方を用いて確認する必要があります。許容応力度計算-1についての計算法は今後、構造計算指針に示す予定です。
27	準耐力壁等の規定が追加されましたが、構造計算を行う場合につきましても考慮できるのでしょうか。	章-47	許容応力度計算の計算法については今後、構造計算指針に示す予定です。
28	仕様規定にて建物を設計する場合、壁倍率による引き寄せ金物の規定は無く、設計者判断で良いか。3章-50に準耐力壁等の脚部に引き寄せ金物を設けないとありますが、採用する壁倍率に関わらず設けてはいけないということでしょうか。	3章-50 3章-70	引き寄せ金物の選定は告示には規定ありませんが、日本住宅・木材技術センターの「Cマーク表示金物 枠組壁工法接合金物の使い方」、住宅金融支援機構「フラット35対応 枠組壁工法住宅工事仕様書」ならびに、金物メーカーの仕様書などを参照して設計者が判断してください。なお、5倍を超え7倍以下の壁倍率を持つ耐力壁においては、3章-70を参考にしてください。準耐力壁等の脚部については倍率の上限があるため、引き寄せ金物を設ける必要がないとしています。設計者が必要と判断した場合は設置を妨げることはありません。
29	1階床を根太レス床にする場合には部位計算が必要ですが、3章-71に示された条件においては許容応力度を超えないことが確かめられているとあります。検討書・資料などはございますか。	3章-71	構造安全性の配慮事項に記載の根太レス床の構造検討書の公開の予定はありません。申請建物の条件で設計者が部位計算を行うことが原則です。「2018年枠組壁工法建築物構造計算指針」P26参照。
30	基礎の立上りおよび底盤の補強筋はフックまたはユニット鉄筋を用いるとありますが仕様規定においては必須との認識で宜しいでしょうか。立上り部分の補強筋にフックを設ける場合、最小厚さの12cmではかぶり厚が不足すると思いますが、最小厚さは15cmではないでしょうか。	3章-58 ~60	基礎の立上り及び底盤の補強筋については貴意の通りです。基礎の立上り部の厚さの12cm以上は告示第1347号の規定です。鉄筋のかぶり厚考慮して15cmとすることは設計者判断で対応してください。
31	⑥の耐力壁の交点は④のどちらかに壁が必要と書いてある内容にはなっていませんが、2面開口の考え方ですか。	3章-22	④は建物外周部の隅角部に対する規定です。⑥の建物外周部の耐力壁線と内部耐力壁線の交差部については適用されません。
32	耐力壁の高さは長さの3倍以下と書いてありますが、高さは下枠から上枠か頭つなぎのどちらになりますか。	3章-23	耐力壁の高さは下枠下端から頭つなぎ上端までを指します。
33	母屋及び小屋束を用いた小屋組とする場合や～部位計算により安全性を確認します。（平13国交告第1540号・第7第12号）は屋根梁工法も含まれているか、構造詳細図にもたるき工法とトラス工法しか載っていない。	3章-33	該当します。
34	接合金物は同等品を使用しても問題ありませんか。	3章-36 ~	性能が確認された金物であれば問題ありません。
35	確認申請上、設置場所別に、引き寄せ金物の必要耐力の明示は不要でしょうか。軸組工法のN値計算法の様に、引抜力計算ツールは作成されないのでしょうか。告示では「構造耐力上有効」が求められていて、3章-70で例示もされていることから、確認申請上は示す必要があるか。	3章-25 3章-70	金物の設置場所別に引き寄せ金物の必要耐力を明示する代わりに、構造詳細図の接合金物納まり図等で使用金物を明示することで構造図等を省略・合理化しています。（2章-8）枠組壁工法には引抜耐力の数値的な規定が無いため計算ツールはありません。
36	現在、「らくわく」ユーザーですが、2025年度法改正対応版を利用するには、別途購入が必要ですか、或いはバージョンアップされるのでしょうか。		購入から1年未満またはユーザー更新を継続している方は無償でバージョンアップ可能でユーザー更新をしていない方は有償となるそうです。詳しくはキャリアネット（株）にお問い合わせください。

37	「部位計算により構造安全性を確認した場合は、・・・構造詳細図を添付してください。部位計算の計算書、伏図等の添付は不要です。」の部分について確認申請において伏図等を添付する場合でも、部位計算の計算書の添付を不要とすることは可能でしょうか。	3章-73	仕様規定内で部位計算により安全性を確かめ構造図等を添付する場合でも、部位計算書の添付は不要です。
38	今回の構造に関する仕様規定の内容は今後長期優良住宅の耐震性でも使えるか、もしくは耐震等級を証明することが必要であれば現行のまま構造計算のみで対応となりますでしょうか。		日本住宅性能表示評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）もR7年4月1日に、告示第1540号の改正に伴い改正されます。本仕様規定において性能表示、長期優良等の耐震等級に対応できます。詳しくは、評価方法基準を確認してください。
39	表計算ツールは、確認申請・長期優良住宅申請等で、公的に認められているツールでしょうか。	3章-41	国土交通省の技術的助言（国住指第276号）において、当協会で作成した表計算ツールを紹介しています。
40	2階床に床暖房、遮音床、を行う場合、荷重の追加は出来ないのでしょうか、不可の場合、構造計算になってしまうのでしょうか。	3章-41	表計算ツールに荷重を追加することはできません。表計算ツールで算定した“階の床面積に乗ずる数値”に、設計者判断で割り増しを行うことで対応してください。
41	構造詳細図は矩計図にて申請する予定ですが、当社の一般図として作成したものでよいのか。例：片持ちのバルコニーの無い物件でも記載が残っている等	2章-24	告示第1540号の仕様規定が明示されていれば、確認申請マニュアルに例示の構造詳細図でなくても構いません。
42	新旧の内容について、混合して進めていくことは可能か、仕様書はツーバイフォー協会よりリリースされた表計算ツールを基に作成、壁量計算については従前の地震力の内容や5倍までを認定耐力上限とした検討とすることは可能か ⇒現時点でご契約したお客様が4月以降の契約となった場合、従前の壁量計算での検討ツールしかない為、申請前に再計算等して間取りや壁量について改正法に併せた形で間取りの変更・再打合せ等が必要となってくる可能性があるため。		新法による基準が適応となるのは令和7年4月1日以降に着工する物件となります。この改正には、経過措置として、旧法で設計することが可能となっています。審査方法は新法となるため審査に必要な仕様書、構造詳細図を添付する必要があります。しかし、経過措置物件は将来壁量基準等について既存不適と扱われる可能性があることを考慮することが必要です。
43	新規定における準耐力壁について、準耐力壁となりうる構造であっても、準耐力壁として算定しないで検討することは可能か。（支持壁としては機能させているが、壁量計算上は含まないことは可能か） ⇒現状、当社の壁の構成として、耐力壁・支持壁・間仕切壁等をすべて同じ釘ピッチなどで対応しているため、算定しないことが不可の場合、間仕切壁等について非耐力壁としての構造を検討する必要があるため。	3章-48	準耐力壁等の算定は、マニュアル3章-48で記載しているように、地震力による必要壁量の1/2未満であれば自由に算定できます。算定しなくても構いません。
44	べた基礎ベースで検討するにあたり、深基礎（見附を出す等）を計画する場合、ハンチ形状とする必要があるか。高低差が大きい場合、逆T型を採用する場合もあるのか、その場合は部位計算等は必要か。	3章-60	建築物の基礎の構造方法として令第38条第3項の規定に合致しない特別な構造方法を採用する場合に必要な構造計算（H12年建告第1347号第2）は、部位計算に含まれます。なお、本マニュアルでの解説範囲外となりますが参考としてください。
45	束建て方式を採用する場合の部位計算は、当該部位の構造計算とあるが、具体的にはどの点についてか。・屋根梁・天井梁・垂木また、その場合、1棟ごとの計算を要するのか。もしくは社内等で想定荷重での検討をベースに、納まりを流用して考えることは可能か。例：6寸勾配・太陽光有・束1本あたり9㎡の屋根面指示として、屋根梁や天井梁のスパン検討等。	3章-75	部位計算の対象は屋根構造を構成している全ての部材です、一棟計算は不要です。事前に仕様や材料などを決めてスパン表を作成して運用する場合は部位計算の計算を行ったことと同様になります。申請図書には部位計算の計算書の添付は不要です。
46	枠組壁工法 確認申請・審査マニュアル 3章-59に記載の補強筋のフックについてですが構造計算によりフックなしとした場合はフックなしと出来ますか。	3章-59	構造計算による基礎ばりの許容せん断耐力の検討において、せん断補強筋の効果を見込まない設計（せん断耐力はコンクリートのみで負担する設計）を行えば、フックなしとできます。なお、本マニュアルでの解説範囲外となりますが参考としてください。
47	テキスト3章-110並びに仕様表、告示第7小屋裏等について告示上屋根の構成は、たるき方式・トラス方式の記載のみであることから屋根梁・束建て方式は対象外と考えてよろしいでしょうかもしくは三号・四号をチェック無し屋根梁・束建て方式の構造詳細図を示すことで仕様規定とすることが可能でしょうか	3章-110	屋根ばり、小屋束を用いる屋根は、第7第12号に該当し、部位計算により可能となります。確認申請・審査マニュアル掲載の構造詳細図に母屋及び小屋束を用いた小屋組を追記します。
48	表中、間仕切壁準耐力壁の壁倍率の上限1.5以下とありますが、告示1540号第5第4号表3(三)は、支持壁準耐力壁および間仕切壁準耐力壁の区別なく、上限3.0以下となっています。間仕切壁準耐力壁の上限1.5以下は告示に定めがないため配慮事項（1.5以下が望ましい）という位置づけでしょうか。	3章-47	告示1540号第5第4号表3 欄外の二に、「1.5を超える場合にあっては当該準耐力壁等の周辺を有効に補強」とあり、間仕切壁はこれに該当しないため間仕切壁準耐力壁の上限は1.5としています。
49	告示1540号第5第4号および第5第4号表3(一)の「間仕切壁」は、「耐力壁以外の壁（支持壁と間仕切壁）」という位置づけで確認申請・審査マニュアル3章-17参考の「間仕切壁」とは異なるという理解で宜しいでしょうか	3章-102～107	告示1540号第5第4号および第5第4号表3(一)の「間仕切壁」は、確認申請・審査マニュアル3章-17参考の支持壁、間仕切壁に該当します。
50	耐力壁の長さは一般的に高さの1/3で認識していますが、弊社が施工する建物によってはH=2,759mmの場合が有ります。その物件で構造計算を行わない場合、耐力壁は最低920mm必要でしょうか	3章-23	耐力壁の高さは耐力壁の長さの3倍以下は参考です。ご質問の長さについては設計者判断としてください。
51	在来工法の既存住宅に枠組壁工法で増築する事は可能でしょうか。可能な場合、壁量計算で申請をする事は可能でしょうか。		枠組壁工法と在来軸組構法では、構造が異なるので接続することは不可能です。両者を構造的に分離（エキスパンションジョイント等）すれば構造的には双方仕様規定で壁量計算で可能と判断できます。
52	伏図等が不要ということで、構造詳細図の添付等でよいとのことでしたが、伏図をつけても問題ないのでしょうか。	3章-8	構造図が審査要件をすべて含む場合は構造図による審査も可能です。
53	必要壁量算出の方法B表計算ツールですが、長期使用構造確認申請の際の、等級2や等級3にも対応できるものでしょうか。	3章-38	多機能版は、耐震等級2と3の地震時必要壁量も計算可能です。（3章-41参照）
54	表計算ツール多機能版で断熱材の入力で任意を選択した場合、密度入力は充填断熱と付加断熱の両方を入れればよろしいでしょうか。	3章-41	入力欄が2段に分かれているので、密度が異なる断熱材を重ねる場合は、それぞれ密度、厚さ入力してください。
55	準耐力壁等を算入する部分と算入しない部分があっても問題ないですか 同じ階で、同じ種類であっても、もしくは同じ種類を各階で参入するしないなど。今回の例では、2階X8（Y0-4）は準耐力壁（支持壁）として見っていますが、2階X4（Y2-4）は準耐力壁として見ていないなどがありました。	2章-45 No.10	準耐力壁等の算入は、設計者判断により自由です。同じ階で、同じ種類であっても、もしくは同じ種類を各階で算入するしないなども可能です。準耐力壁等を算入しないで、耐力壁のみでの設計も可能です。

56	「壁倍率の最大は7倍まで認められた。」とありますが、告示仕様の耐力壁と、大臣認定仕様の耐力壁の壁倍率を合算する事は可能か。	3章-6	耐力壁の大臣認定書に加算の可否や範囲が明記されていますので、扱いは大臣認定書に従うことになります。
57	構造詳細図・接合金物、図面枠外に「禁無断転載」とありますが、自社の図面枠に変更・自社仕様に不要なものを削除し再レイアウトも禁止という意味でしょうか。	構造詳細図	基本的に構造詳細図は告示仕様を示しているため訂正はできません、構造詳細図以外の仕様は設計者が別途追記してください、従ってCADデータの配布は行いません。接合金物図は増減は可能です。
58	枠組壁工法建築物スパン表(CD-ROM付)構造規定の改正に伴い、刷新する予定はあるか。また、刷新しない場合に従来のものの再販の予定はあるか。	-	改訂・再販の予定はありません。
59	引き寄せ金物等の告示第5九号関係の確認下記通りで問題がないか ①在来木造のN値計算のように計算する法規定はなし ②間仕切り壁部分の耐力壁にも設置する必要もなし ③最上階のたて枠上部（在来の柱頭）に引き寄せ金物設置する必要なし 住宅性能評価の評価方法基準により耐震等級2,3を取得する場合は計算により金物を選定し最上階たて枠上部にも引き寄せ金物を設置する必要がある。	確認申請・審査マニュアル 3章-25	告示の解釈は貴意の通りです。なお性能表示制度の解説は本書に含まれませんが貴意通りと考えます。
60	部位計算とはどういった内容か、物件ごとに個別に構造計算を行う必要があるということか。	3章-73	3章-73に記載の部分についてただし書きの基準を適応する場合、部分計算を行うことで全体構造計算を不要としています
61	床梁への欠きこみ・穴あけに関して原則不可とのことでしたが、電気配線等の微細な開口も不可でしょうか、床根太の穴あけ・欠きこみと同様の扱いは不可となるか。	3章-69	床梁は欠きこみ穴あけは不可です。なお、構造計算で確認した範囲で穴あけ可能となります。
62	2×4協会の標準詳細図（DATA）の右下に「禁無断転載」とありますが、設計事務所（又、メーカー）の申請用の標準図として、このまま（又は、必要無い項目を除くなどして）利用して問題無いと考えて良いでしょうか。		訂正等を行わない場合は利用可能です。
63	両面開口参考図について、 2階建ての1階は片側のみはき出し可とありました。 2階建ての2階については、両側とも腰壁(45cm以上)は必須でしょうか？ バルコニーに出入りする開口部(腰壁20cm程度)を含む両面開口は可能か、再確認させていただきたく思います。 また、平屋建ての場合、2階建てのセットバックによる平屋部分の場合は、どのような取扱いになるでしょうか。	第3章-23	2階は記載の通りです。平屋部分は2階建ての1階と同様となります。
64	準耐力壁等にて両面構造用合板等（1,2級）があった場合、どのようになりますでしょうか。 ●壁倍率(4.8倍+4.8倍)×0.6×(875+400)/2450≒2.9975⇒2.9 ●壁倍率(4.8倍+4.8倍)⇒7×0.6×(875+400)/2450≒2.1857⇒2.1		両面の合計の倍率を基準倍率としています。上限は7倍となります。
65	①小屋組が屋根はり方式・束立て方式の場合、告示第1540号 第7第六号の振れ止めは構造詳細図06とフラット35仕様書とで異なる仕様（図）が掲載されているように見受けられます。 （フラット35仕様書(束建て方式)では束-束に振れ止めと小屋筋交い、構造詳細図06では小屋筋交いのみ。という具合に）構造詳細図06で振れ止めとはどの部分になりますか。		屋根はり方式の場合は支持梁のスパンが短い（たるき背が低い場合の支持スパン内）場合は、たるきの振れ止めの設置はしなくても良いと考えられます。また同方式による場合は天井根太には振れ止めは不要です。束建て方式の場合は束が単独で不安定な場合束-束を結ぶ振れ止めが必要です。
66	②また、告示第1540号 第7第六号「小屋組は、振れ止めを設ける等・・・しなければならぬ。」の振れ止めを設ける等の「等」には構造詳細図06やフラット35で示されている仕様以外にどのような仕様が考えられるのでしょうか。		たるき等の下面にせっこうボード等の面材を張る場合は、告示記載の「振れ止め等を設ける」に含まれると考えられます。

	省エネ基準関係質疑		回答
1	増築部分が省エネ基準に適合すれば良いとなっておりますが、外皮性能基準は対象外になりますか。増築の場合、既存部分と新たに増築した部分では、断熱境界が破断している。（内部建具はアンダーカットあり、内部の壁に断熱材を施工する必要はあるか）この場合、外皮基準はどのように検討したらよいか。	省エネ P7、P28	増改築部分の外皮性能と一次エネルギー消費量の両方の基準適合が必要です。増改築の設計方法は、建築研究所Webプログラムに「住宅増改築評価マニュアル」が掲載されていますので参照してください。 https://house.lowenergy.jp/program
2	「開口部の熱貫流率の補足」「開口部の日射遮蔽対策の補足」で、それぞれ仕様基準の場合「適否確認を除外（基準を適用しない）」することができることですが、緩和したい窓は、それぞれの基準以下の範囲内で自由に選定できるということで良いか。	省エネ P28、31	貴意の通りです。
3	省エネ基準適合方法において「外皮仕様基準＋一次エネ仕様基準」の場合は、適判不要とことですがテキストの注記で「比較的容易な場合」と記してあるが具体的にどのような場合か。また、適判不要のため省エネ判定機関ではなく建築確認検査機関が審査するとの事ですが、このような別々のルートをなぜ設定されたのか。	省エネP9	比較的容易な場合とは、P9※印に記載してある通り、設計住宅性能評価書（断熱等性能等級4・一次エネルギー消費量等級4以上の場合に限る）を取得している場合や、長期優良住宅認定通知書又は長期使用構造等である旨の確認書を取得している場合も含まれます。適判不要の場合は省エネの審査について、建築主事または指定確認検査機関が審査することで申請者の申請業務の合理化できるとの判断だと思えます。
4	新3号建築物の場合は審査対象ではないが、省エネ基準適合の仕様書を作成し残しておけばいいのでしょうか。		省エネ基準に適合していることが確認できる書類や図書であれば様式は問いません。
5	ユニットバス床に断熱材が入っている場合は土間床部分の地盤面に垂直な基礎壁部分と地盤面に水平な土間床部分のどちらも断熱構造にする必要がないのでしょうか。	省エネ P29	断熱構造が必要ないのではなく、断熱構造としなくても良い、という意味です。
6	1, 省エネ申請での仕様基準では床暖房を暖房機器とする場合は、対応できないとのことでしたが、床暖房がある場合でも空調機としてエアコンは付けるので、実際は床暖房があるが、床暖房が無いものとして仕様基準で進めるのは良いのでしょうか。	省エネP5	床暖房を設置した場合は、仕様基準で一次エネルギー消費量基準の適合確認はできません。 マニュアルP70に示すように、床暖房とエアコンがある場合は、床暖房が評価対象になるためです。

7	省エネ基準適合 説明義務から適合義務へ変わる、4/1の施行日以降に着工する物件について改正前の建築物省エネ法に基づく説明は不要という事か。確認済証を施工日前に取得していても完成検査時に省エネ適判などを受ける為、着工日で判断してよいという事か。	省エネP3	省エネ基準適合義務に伴い、説明義務制度は廃止されます。施行日前後の取り扱いについては、国土交通省の“資料ライブラリー”の中にある資料「改正法制度説明資料」の記載「改正建築基準法の施行日前後における規定の適用に関する留意事項」を確認してください。 https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/04.html
8	「建築物省エネ法 木造戸建住宅の仕様基準ガイドブック」のように、枠組壁工法の集合住宅の仕様基準の参考となる資料は作成されてるか、作成の予定があるか。	省エネP18	現在は集合住宅に対応するガイドブックはありません、また作成については未定です。
9	登録省エネ判定機関は、どのように調べられますか	省エネP8	(一社)住宅性能評価・表示協会のホームページより検索できます。 https://www.hyoukakyokai.or.jp/shouene_tekihan/index.html
10	断熱構造にしなくてもよい部位とのことですが、外壁の扱いのため防火構造等が要求される場合は、その認定によっては断熱材が必要という認識でよろしいですか	省エネP29	各部の仕様は、関連する法令等に従って設計する必要があります。断熱構造としなくても良い部位は省エネのみの規定です。
11	5%以下のオーバーハングが仮に2か所ある場合で、それぞれ、①延べ床面積の3%であった場合は片方だけ、床（その他）とする、または②合計すると6%となるため、5%分を床（その他）として1%分を外気に接する床とすることは双方可能でしょうか。	省エネP47	延べ面積の5%以下まで可能なので、①、②いずれの方法も可能です。
12	併用ルートは適判ということでしたが、長期優良住宅認定や性能評価を受ける場合でも、面積算定表が今後必要になるか。	省エネP41	長期優良住宅認定や性能評価を受ける際の必要図書については、性能評価機関にお問い合わせください。
13	基礎伏図は不要ということですが、土間床の明示のために添付することも可能でしょうか。	省エネP47	基礎伏図を添付することも可能です。
14	性能評価や長期優良住宅認定通知、長期使用構造確認済みなどは、省エネ適判という位置づけではなく、適判を受けない場合という仕様規定内という理解でよろしいですか。	省エネP54	貴意の通りです。
15	低炭素認定は、適判と同じ位置づけですか。	省エネP55	貴意の通りです。
16	外皮性能・一次エネルギー消費性能を仕様基準で適合する方法として、「長屋や共同住宅は対象外」と記載がありますが、これは、木造戸建住宅の仕様基準ガイドブックでの適合確認の対象外であって、仕様基準評価対象外ではないということでしょうか。	省エネP15	貴意の通りです。
17	省エネ適判が不要な場合の審査の流れ、「省エネ適判を行うことが比較的容易な場合」にBELS評価（断熱等性能等級4以上、一次エネ等級4以上の場合に限る）も含まれるか。	省エネ基準編P5	BELSは省エネ適判不要となる対象に含まれません。